

退取手当問題其、他待遇改善ノ関スル歎願書提出ニ事務局内等  
 議事生セルモ芳賀代表数人ニ亘リ交渉ノ結果前者ハ三月二十九日  
 後者ハ三月十九日何レモ内務解決シタル者ハ既報ノ通りナルカ  
 其ノ後組合本部富田繁藏、鳩詰不二翁等ニ於テ解決条項中、  
 退取法実施前ニ於ケル退取手当問題ニ関スル就業規則ノ改正案  
 ニ関シ検討シタル結果(同人等ハ前記爭議ノ交渉ニハ直接参加  
 也ス)曰規程ヨリ改定セラレタルモノナリトシ一殊ニ芳賀ニ於テ  
 ニ自己ノ都合ニ依リ退取シタル場合ニハ規程手当ノ三分一以  
 上ト定メタル矣。再ヒ同問題ヲ燕返スニ至リ前記簡造部経業員  
 ハ組合本部負鳩詰不二翁ノ接接ノ下ニ同人ヲ通シ四月一日別記  
 心歎願書ヲ會社関係事務主任ニ之ヲ提出シ又成和會ハ四月六日  
 別記心歎願書ヲ同會副會長清水角太郎ヨリ會社小島事務取締役  
 ニ夫々提出シ尔兼折衝中、トコロ四月十三日會社側若林重役ヨ  
 リ双方ノ代表者ニ対シ長記ノ如キ回答ヲナシタルニ何レモ之ヲ

謀ト内務解決シタリ

記

- 一 自己ノ都合ニ依リ退取スル場合ハ規程ニハ三分一ノレ以上トアレバ三分一以上トスル
  - 二 勤続年数ニ依リ各人別ノ積立ハ支給準備金トシテ積立スル
  - 三 得年ニ依リ退取シタル場合ノ切当金ハ考慮スル
- 右及申報候也